

消防用設備等点検整備業務仕様書

消防用設備等点検整備業務は、消防法第17条の3の3に規定する点検及び整備であり、消防庁告示により定められた点検基準及びこの仕様書に定めるところにより実施するものとする。

この仕様書に定めない事項であっても軽易なものについては、委託者（以下「甲」という。）の要請により受託者（以下「乙」という。）が実施するものとする。この場合において、契約金額の増額は行わないものとする。

第1 点検整備業務内容及び対象となる消防用設備等

1 久慈市第二体育館及び久慈市民柔剣道場

(1) 設置場所 久慈市川崎町17番2号及び17番3号
久慈市第二体育館及び久慈市民柔剣道場

(2) 消防用設備等の種類及び概要

① 消火器

10型：7本

② 屋内消火栓設備

製造者名：川本製作所

形式等：KTU2-655-X2S-7.5

水源：RC床下水槽

③ 消防用ホースの耐圧性能試験

④ 配線

⑤ 自動火災報知設備

ア 受信機

製造者名：松下電工

形式等：受第54-28号

外形：P型1級

イ 発信機：P型1級

ウ 感知器

◎熱感知器

○差動式スポット型：22台

○煙式スポット型イオン化式：17台

⑥ 誘導灯及び誘導標識

誘導灯 小形：7台

中形：1台

誘導標識 非難口：2枚

2 久慈総合運動場

(1) 設置場所 久慈市長内町第28地割105番地1
久慈総合運動場（陸上競技場）

(2) 消防用設備等の種類及び概要

① 自動火災報知設備

ア 受信機 P型2級1回線：1台

イ 総合盤 P型2級：1台

ウ 感知器

◎熱感知器

○差動式2種：7個

◎煙感知器

○光電式3種：2個

② 消火器

10型：3本

③ 誘導灯

ア 信号装置：1台

イ 10W型：1台

ウ 20W型：3台

④ 非常放送設備

ア アンプ：1台

イ スピーカー3W～20W：9台

⑤ 配線

第2 消防用設備等の整備

乙は、点検の結果発見した消防用設備等の不備欠陥事項のうち、ヒューズ類、ネジ類等の部品の交換その他これに類する軽微な整備はその都度実施し、重大な機能障害については、直ちに甲に報告するものとする。

第3 点検整備の実施時期

乙は、次の時期の甲の指示する日時に点検整備を実施するものとする。

1 業務の種別

外観点検、機能点検、総合点検、整備

2 実施時期

(1) 久慈市第二体育館及び久慈市民柔剣道場

毎年度8月及び3月

(2) 久慈総合運動場及び久慈市民総合プール

毎年度9月及び3月

第4 点検整備業務従事者

乙は、点検整備を行うにあたり、必要十分な消防設備士又は消防設備点検資格者を配置するものとする。

第5 点検票の提出

乙は、点検整備を行ったときは、直ちに点検票を作成し甲に提出し、その確認を受けるものとする。